

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県A市所在のB会社C支店（以下「会社」という。）に採用され、コンピュータシステム営業職として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月中旬前任者の急な転勤による業務引継や顧客の要求対応による負担、同年〇月の新規契約コンペ事案の担当になったことの負担、同年〇月の上司とのトラブル等により、不眠・集中力低下の症状が出現し、体調不良となったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日にD病院に受診して「適応障害によるうつ状態」と診断され、以後、通院加療を継続した。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したものと意見しており、当審査会としても、被災者の症状の経過、医証等から、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、再審査請求の添付書類に関する補足において、E、Fの陳述から、平成〇年〇月〇日の会議の内容は、請求人に対する複数の幹部による長時間の叱責、戦力外通告、転勤命令、退職勧奨であることが明らかになった旨主張しているが、添付資料2（F本部長との平成〇年〇月〇日面談記録）には、要旨、次のとおりの記載がある。

ア 請求人が医療関係の新規顧客獲得をやってみるということになり、（発病前の平成〇年）〇月頃までやったものの、請求人に精神障害が発病し、休業に入ったこと

イ 精神障害発病後会社側から請求人に対して戦力外通告がされたこと

ウ 請求人から復職の希望があったので、会社側は、復職の希望は入れるが勤務地は保証できないと答えていたこと、しかし、請求人は任地をCに固執する気持ちがぬぐいきれなかったこと

エ 会社側から請求人に対し、請求人と同じ給料を得ている社員が4億のノルマがあるとすると、請求人も同じようなノルマを背負わなければならないことを説明したこと

オ 会社側から請求人のために転職先として国立、民間等の病院に当たってみるが、先方がOKと言え、面接を受ける意思があるか確認したところ、請求人は（面接に）行ってみると返答したこと

加えて、再審査請求の添付書類に関する補足2の添付資料として、E、G及びHの陳述書が提出されているところ、決定書の認定に沿う内容が記載されていることが認められる。

したがって、上記資料からも請求人主張の再審査請求の理由ないし前記再審査請求の添付書類に関する補足に主張の事実も認められず、その他一件記録を精査するも、決定書理由第2の2の（2）の結論を左右するに足りる資料は見出せなかった。

(4) なお、平成〇年〇月〇日付けで請求人が提出した地方裁判所地位確認等請求本訴事件・立替金等返還請求反訴事件判決の本訴判決は、請求人が会社に対して、休業期間満了時（平成〇年〇月〇日）時点で復職可能な状況にあったにもかかわらず、会社が復職を拒否し、休職期間満了により退職としたことについて、労働契約上の地位の確認を求めるとともに、未払分の賃金の支払等を求めたものであり、その争点は、請求人の発病後の事実関係にあると判断し得るものであり、さらに、理由欄の説示からも、本件の結論を直接左右するものではない。

(5) 請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会受付の「〇／〇会社控訴理由書と準備書面送付の件」と題する文書も提出しているが、添付の「平地位確認等請求控訴事件・立替金等返還請求反訴控訴事件」に係る会社控訴理由書（副本）及び準備書面（副本）は、上記のとおり、その趣旨が請求人の発病後の事実関係を争うものであることに変わりはなく、本件の結論を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を

支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。